平成２７年（フ）第３７号
愛媛県今治市菊間町浜3004番地１、前住所愛媛県今治市菊間町浜783番地
債務者　水田千年志
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２０１号
福岡県久留米市合川町1026番地２　ベアーズコーポ201号
債務者　住田　　薫（旧姓今福）
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1089番地の７
債務者　木村　直美
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３４８号
大分市大字畑中718番地（コーポ佐藤205）
債務者　深田　和哉
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４９号
大分市大字畑中718番地（コーポ佐藤205）
債務者　深田　彩乃
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
大分県竹田市大字玉来1382番地３
債務者　村田　　晶
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第４２号
宮崎県日南市大字殿所2502番地15
債務者　平井　春幸
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第８５号
宮崎県延岡市古城町５丁目60番地２
債務者　川名　俊光
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第６３号
佐賀県唐津市二タ子１丁目２番４号　コーポサンライズ202号
債務者　田川　直樹
１　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５４号
茨城県鹿嶋市大字和880番地36
債務者　江口　真衣
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５３号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽100番地２
共生館あさひケ丘105号
債務者　吉田　良支
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第２０７号
兵庫県明石市田町１丁目10番８号　サンハイツ松風102号
債務者　斉藤　知世
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
兵庫県明石市田町１丁目10番８号　サンハイツ松風102号
債務者　斉藤　龍太（旧姓山脇）
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡394番地の１
債務者　坂本　政信
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
佐賀県唐津市鎮西町打上2398番地26
債務者　小宮真理子
１　決定年月日時　平成27年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３２２号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目13番13号　マルコーマンション306号
債務者　神﨑　博美（旧姓假屋瀬）
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０７号
神奈川県秦野市曽屋5852番地の２　ライオンズガーデン秦野　606号、前住所神奈川県小田原市小竹658番地の５
債務者　阿部　治美
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部